Almohia - Tumbur - Tumbur - Pudan - Tank

# 有機質肥料で生産された野菜と化学肥料で生産された野菜の判別技術

有機農産物を見分ける指標としての窒素安定同位体比の利用

農林水産省 農林水産技術会議事務局

研究調査官 中野明正

(独) 農研機構 野菜茶業研究所 果菜研究部 環境制御研究室

上 原 洋 一

### 1. はじめに

有機農産物なら少し高くても買うという消費者は多い。なぜ、消費者は有機農産物を好むのだろうか? それは一つに「有機」には「安全・安心」という印象が付随しているからであろう。また、良く言われるように、有機農産物は品質が良くておいしいからということもあるだろう。さらに、環境保全的な農業を支持するという消費者もあるだろう。

このような社会のニーズを反映して,2001年4月から有機農産物の検査認証制度が実施されその認識も広がり始めた。しかし,一方で,有機農業への過渡的な農法としての減農薬栽培や減化学肥

# 図1. 特別栽培農産物に係る表示ガイド ラインの改正内容

改正後

化学合成 農薬 化学肥料	無農薬	減農薬	慣行レベル				
無化学肥料	特別栽均	適用範囲外					
減化学肥料	אאניעדר	適用範囲外					
慣行レベル	適用範囲外	適用範囲外	適用範囲外				
改正前							
化学合成 農薬 化学肥料	無農薬	減農薬	慣行レベル				
無化学肥料							
減化学肥料	特別栽培農産物						
慣行レベル			適用範囲外				

料栽培についても、より、基準を明確化する必要が生じた。そこで、新たな「有機農産物および特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」が制定された。特に2003年4月には図1に示すように、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正が行われた。1年の移行期間を置いて2004年4月から施行されるようになった。まず、この表示ガイドラインについて簡単に述べておく。このガイドラインでは、有機農産物とは、化学合成農薬、化学肥料、化学合成土壌改良材を使わないで、3年以上を経過し、堆肥など(有機質肥料)による土づくりを行ったほ場において収穫された農産物のことであり、3年未満6ヶ月以上の場合は「転換期間中有機農産物」という。

特別栽培農産物については、改訂前の表示ガイドラインでは、農薬、化学肥料のどちらかを50%以上減らしていれば「特別栽培農産物」であった。例えば、その取り組みごとに、「無農薬」、「無化学肥料」、「減農薬」、「減化学肥料」の表示があり複雑であった。改訂後の表示では、これらの表示は使用できず、「特別栽培農産産物」という名称に統一された。個々の取り組みの内容については「化学合成農薬:当地比5割減」「化学肥料:栽培期間中不使用」等として表現を付記する。表記の改正の他に、今回の改正のポイントは、図1に見られるように化学合成農薬または化学肥料の片方だけを減らした、いわゆる"片減"を特別栽培農産物に含めなかった点にある。この制度改正の心は、環境保全型農業の推進にある。

このように社会的関心の高まりに対応する制度

面での整備は進みつつある。しかし、実際は、有 機農産物は極めて限られた地域でしか生産されて おらず、スーパーマーケットでは常に品薄の状態 である。

表1. 平成13年度における有機農産物生産の現状

区分	A/B (%)	有機JAS格付数量 A(千トン)	全体の生産量 B (千トン)
野菜	0.13	19.7	15548
果樹	0.04	1.4	3907
米	0.09	7.8	9057
麦	0.08	0.7	906
大豆	0.43	1.2	270
緑茶	1.09	0.9	85

実際.表1に示すように平成13年度における. 有機農産物生産の現状を見てみると、有機IAS格 付けの農産物は、米、麦、果樹では0.1%以下で あり、野菜、果樹も0.5%に達していない。最高 の割合を示すお茶についても1%程度であり、ニ ーズに対応し切れていない状況にある。

対応に追われる生産現場の実情はどうであろう か。今回の改正には環境保全型農業をより推進し ていくというねらいがあるが、生産現場は"両減" への対応に苦慮している。化学薬剤に頼らない、 天敵などの使用を試みているが、農薬取締法の改 正もあり混乱している感は否めない。また、有機 物施用については、有機の名のもとに効果のはっ きりしない高価な微生物資材等が売られている場 合もあり改善されるべき点がある。

以降では、特に、有機農産物を規定する1つの 要素である、有機質肥料について焦点を絞って述 べていく。そもそも有機物施用は、現代文明に行 き詰まりを感じる社会において、その認知度を拡 大してきたと言えよう。化学肥料は戦後急速にそ の生産量を増やし、それ以前の堆厩肥による生産 システムを、能率の名の基に駆逐していった。こ のような農業の近代化によってもたらされたと考 えられる連作障害などの土壌環境の劣化を、昔な がらの有機物施用で回復させようとする流れも頷 けるところである。

このような社会の流れにあって、有機物施用効 果の科学的裏づけも多くの先達の研究者によって

なされており、有機物施用の効能を説く書は多い。 それらによると、有機物により、①土壌の物理性 が改善される。②肥料成分の供給能力が増加する。 ③土壌微生物が多様化し土壌病害に罹りにくくな る。さらに、これらの効果を総合してか、④有機 農産物が化学肥料で作ったものに比べておいしい といったことに言及するものもある。①②は適正 な施用量であれば、ほぼその通りであるが、③に ついては異論を唱える研究もある。④についても 結論は得られていないと言って良いだろう(藤原、 2001;長谷川. 1997)。

ուրսուհականաբրան, ազմակագրանությաննությունությունութ

有機物施用のみを取っても、このように未だ不 明な点が多い有機農業であるが、述べてきたよう に社会から期待と支持は大きい。一方、それと対 極をなすと考えられる養液栽培に対する視線は冷 ややかである。確かに、このような栽培は、被覆 資材で覆われたハウスの中で行われ、養分は"点 滴"で与えられ、きわめて自然から離れているよ うな印象を与える。しかし、実際、養液栽培では、 無農薬で安全な野菜を栽培できるにもかかわらず (篠原, 2003), 生産物にまでこの"不自然"なイ メージがつきまとい毛嫌いされるもののようであ る。今回のガイドラインの改正にあっても、水耕 栽培は特別栽培農産物から除外された。それは、 特別栽培農産物の生産の原則として「土壌の性質 に由来する農地の生産力を発揮しなければなら ないという観点から、土を用いない水耕栽培は除 外されたようである。しかし筆者は、正しく管理 された養液栽培は正しく管理された有機栽培同 様、環境保全という観点からも、同等に評価され るべきであると考える。

以下では、このように社会的ニーズは高まって いるが、明らかにすべき課題も多い有機農産物に ついて科学的に述べていきたい。特に、有機物が 野菜品質に与える影響について、化学肥料栽培の 野菜と比較する形で考察する。筆者は、たとえ有 機物施用によって野菜の品質に直接的なプラス効 果が無くても、未利用資源の有効利用の観点から 何らかの形で有機農産物を科学的に保証すること が必要であると考えている。そのため、手法とし ての窒素安定同位体比を用いた有機農産物の科学 的認証の可能性について述べる。

## 2. 有機農産物(有機質肥料施用農産物)の科学 的認証

## 1) 有機物施用によって作られ野菜は品質的に 優れているのか?

果菜類の品質において、ビタミンC、βーカロ テン, 硝酸等はそれぞれ重要な指標である。化学 肥料または有機質肥料で栽培した果菜類の品質を 比較した研究は多くあるが(吉田, 1996) それら を整理すると、有機農産物の方が優れていること を示す文献が多く、それらに差がないというもの が続く。最も少ないのは、無機肥料が優れている というものである(岩田・松崎, 2001)。海外に おけるこの類の文献でも、有機物施用は品質に、 マイナスの効果もしくは特にプラスの効果がない 場合が半数近くあり、総合するとややプラスの評 価と言ったところであろう (Martin-Prevel P. 1999)。同様に、いくつかの品質調査結果から、 有機物施用の品質に与える優位性を考察した報告 によると (藤原2001, 三輪2001), 有機, 無機ど ちらが品質として優れているとも言えないという 結論を導いている。未だにこのような議論がされ る点から考えても、有機農産物については、まだ まだ研究する余地は残されている。

また、従来の考えや研究手法では、それぞれの 違いを明確にすることが困難であることも明らか になってきた。今、有機農産物に対する視点を変 換するとともに、評価についても新たな手法が必 要とされている。

### 2) 有機物施用と δ 15N値

有機物施用と化学肥料施用が品質および収量に与える影響を考察する新しい切り口として、筆者らは基肥として化学肥料を与えた場合と、液肥として化学肥料を与えた場合(無機養液土耕)と、有機性液肥であるコーンスティープリカー(CSL)を与えた場合(有機養液土耕)との3処理区を比較した。同様の事例は後でも述べるが、この結果それぞれ同等の収量が得られること、糖度やビタミンC含量についても、有機養液土耕で必ずしも高品質農産物が得られるわけではなかった(中野ら、2001)。しかし、繰り返すが、筆者は、未利用資源を有効に利用したことを保証するという観点から、有機栽培を行った農産物が何らかの形で

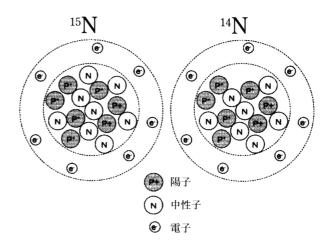
科学的に判別される必要性が無くなったわけでは ないと考えている。

そこで, 有機農産物を化学肥料で栽培した農産 物と見分ける目的で、窒素の安定同位体自然存在 比(δ<sup>15</sup>N値)の測定を試みた。まず、窒素安定 同位体比について述べる。炭素や窒素などの元素 は、それぞれ固有の元素番号がある。これは陽子 数と同じ数である。陽子はプラスの荷電をもつの で、ある元素としては、それと同数の電子があり 電気的な中性が保たれている。電気的な性質は元 素の化学結合と密接に関係するため、その元素の 性質を現していることになる。つまり、陽子数が 異なることは、電子数が異なることであり、元素 が異なることである。次に元素の質量であるが、 これには同じ元素の中でも質量が異なるものがあ る (表 2)。原子番号が同じで化学的な性質は同 じであるが、質量数が異なる元素を同位元素また は同位体という。特に、放射性壊変によって変化 しない、非放射性の同位体を安定同位体という。 例えば、窒素は、あなたの周りにある空気の約8

表 2. 安定同位体の自然存在率(%)の事例

$^{1}H$	99.99	$^{2}H$	0.015				
$^{10}$ B	19.82	11 B	80.18				
$^{12}$ C	98.89	<sup>13</sup> C	1.108				
$^{14}N$	99.63	$^{15}N$	0.3663				
$^{16}O$	99.76	<sup>17</sup> O	0.0374	$^{18}O$	0.204		
$^{32}S$	95.02	$^{34}S$	4.215				
<sup>84</sup> Sr	0.557	<sup>86</sup> Sr	9.8566	$^{87}\mathrm{Sr}$	7.002	<sup>88</sup> Sr	82.585

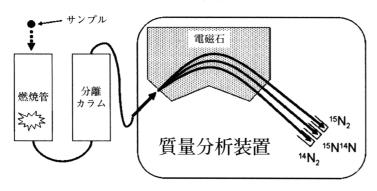
### 図2. 窒素安定同位体の模式図



割がガスの形でN2として存在している。そのうち 99.63%は重さが14の<sup>14</sup>Nである。しかし, 0.366% とわずかの割合であるが、重さ15の15Nが含まれ ている (図2)。

これから取り上げるる<sup>15</sup>N値は、<sup>14</sup>Nと<sup>15</sup>Nの比 (R) について、標準試料との差から計算される値 である。生態学の分野では窒素の動態の解析に用 いられている。計算法としては、 $\delta$ 値= [R(試 料) / R (標準試料) -1] ×1000 (‰) で求められる 値である。具体的には、図3のような装置を使う。 まずサンプルを錫のカプセルに封入し、それを燃 焼させガス化する。次に、その中に含まれる窒素 ガスを二酸化炭素などの他のガスと分離して, 質量分析部に導入する。真空に近い空間に磁場を かけて、それぞれ質量数の異なる<sup>14</sup>N<sub>2</sub>、<sup>14</sup>N<sup>15</sup>N、 15N2を分けて分析することにより、14Nと15Nの量 を測定する。

## 図 3. 窒素安定同位体比分析装置



有機物施用に伴う土壌の & 15N値の変化につい ては、いくつかの報告があり(森田ら、1999、吉 羽ら1998, 徳永ら, 2000), これは, 堆肥化過程 でアンモニア揮散や脱窒において同位体分別が生 じ、重窒素の濃縮が生じるためと考えられ、用い た資材や発酵過程や熟度などで異なることが考え られる。総じて言うと、 & 15N値は化学肥料に比 べ有機物施用で上昇することが認められる。しか し、有機物だけで生育させた果菜類およびその土 壌のδ<sup>15</sup>N値に関する報告例が少ない(徳永ら、 2003)。特に有機養液土耕については関連する報 告も無い。そこで、以下に筆者らが専ら研究対象 としている果菜類を中心に、有機物施用が生産物 のδ<sup>15</sup>N値に与える影響について研究した事例を 紹介する。

### 3) 有機養液土耕栽培したトマトとメロンのδ15N値

前述のCSLは、トウモロコシを原料とする製糖 工程から生じる副産物であり, 我が国では, 年間 15万トン余り生じており、現在、一部は微生物用 基質や家畜飼料として用いられている。著者らは 現在までにCSL施肥がトマトの生産性に与える影 響を検討し,濃度を調整して少量ずつ根圏に添加 することによって、肥料として良好に使用できる ことを明らかにした(中野ら, 2000)。実規模の 栽培実験にこれらの結果を応用するために、少量 ずつ土壌に添加する装置として、肥料効率が高く (林ら、2003) 環境保全的な側面から近年導入が 進みつつある養液土耕装置を改良して、有機養液 土耕装置を試作した。その結果、トマト栽培にお いて、品質と収量とも通常の栽培と同等の生育が 達成できることを明らかにした (中野ら, 2001)。 これらの結果を踏まえて、高軒高温室における長

> 期栽培においてCSLがトマトの生育に 与える影響を, 通常使われる無機化学 肥料の液肥と比較することにより明ら かにした。長段栽培においては、単為 結果性の品種'ルネッサンス'を使用 することとした。単為結果性品種はホ ルモン処理が省略できるため、省力化 品種として, 高所作業のホルモン処理 が想定される高軒高温室において導入 が検討されている。

野菜の & 15N値が、有機栽培したものにおいて 通常の栽培をしたものより高くなることが示され (中野ら, 2002; 中野ら, 2003), 既に, 有機農産 物の市場管理に使用できる可能性が指摘されてい る。この長段栽培に先んじて行われた、有機液肥 CSLと化学肥料 (OK-F-1) の比較栽培実験では、 トマトの $\delta$ <sup>15</sup>N値はそれぞれ、+7.1%および+0.3%となり, 施肥した窒素の 3 <sup>15</sup>N値を反映してい た (Nakanoら, 2001)。

次に、トマト長段栽培においても無機および有 機液肥が、果実の & 15N値に与える影響を明らか にした。その結果、糖度はBrix%で5前後の果実 が定常的に収穫でき、トマト果実の無機イオン組 成については、処理間で顕著な差異は認められな かった。一方で、果実の平均 d 15N値は有機養液 4 milio 4 mili

区で十7.4%,無機養液区で十1.1%となり,短期間の実験と同様の結果であった(中野ら,2004)。これは、る15N値を利用して,有機液肥で栽培したトマトと無機液肥で栽培したトマトとを科学的に判別でき、認証できる可能性を示唆している。

同様の有機養液土耕をメタン消化液 (MFC) についても検討を行っている (中野・上原ら2002)。化学肥料を基肥で施用および化学肥料の液肥を灌水同時施肥する処理区 (無機養液土耕)と3処理区を比較することにより明らかにした。与えた肥料の ð <sup>15</sup>N値は,化学肥料ではほぼ 0 ‰付近の同じ値を取り,基肥に用いた化学肥料で+0.85‰ (S646),無機養液土耕で0.0‰ (OK-F-1) であった。これに対し,有機性の

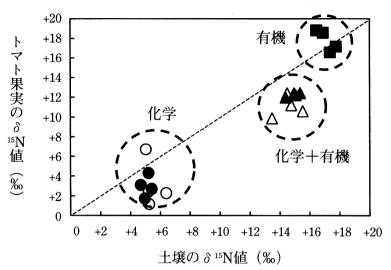
液肥は、それぞれ十7.6%(MFC)であった。無機性の肥料で $\delta$  <sup>15</sup>N値が低く、有機性の液肥で高いという傾向は、茎葉部および果実部の $\delta$  <sup>15</sup>N値に反映されており、無機基肥、無機養液および有機養液区の3種類の果実の $\delta$  <sup>15</sup>N値は、それぞれ、+3.0%、-1.7%、+6.1%となり、3処理区をそれぞれ区別することができた。この結果からも、 $\delta$  <sup>15</sup>N値は、有機農産物と無機養液土耕で生産した農産物を従来の化学肥料の基肥施用で生産した農産物と判別する際の数値的根拠になる可能性が示された。

### 4) 有機物連用圃場におけるトマトのδ15N値

トマトの隔離床栽培において、5種類の施肥区(CDU化成肥料を与えたCDU区、低硫酸緩効性肥料を与えたLSR区、窒素の想定必要量の半量ずつをCDUと牛糞堆肥で与えたCM+CDU区、同様にCDUと鶏糞堆肥で与えたPM+CDU区、牛糞堆肥および鶏糞堆肥のみを与えたCM+PM区)を設け年2作、4連作を行った。収量の経年変化、トマト果実の糖度、無機成分組成、土壌と果実のδ<sup>15</sup>N値を測定した。

化学肥料と堆肥施用で収量における有意な差は 認められなかった。果実糖度および無機成分含量 においても顕著な差は認められたかった。以上の

図4. 栽培土壌とトマト果実のδ<sup>15</sup>N値との関係



○:CDU(化学肥料 CDU 化成), ●:LSR(化学肥料:効性肥料),

▲: CM+CDU (有機 (牛糞堆肥)+CDU (化学肥料)),

△:PM+CDU (有機 (鶏糞堆肥)+CDU (化学肥料)),

■:CM+PM(牛糞堆肥+鶏糞堆肥)

結果からは、堆肥施用がトマトの収量、糖度、無機成分含量を増加させるという結論を導くことは困難であると考えられた。一方で、化学肥料および堆肥の $\delta$  <sup>15</sup>N値は、土壌と果実の双方の $\delta$  <sup>15</sup>N値に反映され、土壌と果実の $\delta$  <sup>15</sup>N値の間には高い相関が認められた ( $R^2$ =0.89) (図4)。ここでも、堆肥施用したものと化学肥料施用したものとを分ける閾値を設け、 $\delta$  <sup>15</sup>N値を用いた有機農産物判別の可能性が考えられた。

#### 5) 有機農産物市場管理への δ <sup>15</sup>N値の利用

有機JAS認証を受けた果菜類と、スーパーマーケットにおいて購入した同じ種類の有機JAS認証を受けていない果菜類について品質を調査し、δ<sup>15</sup>N値を分析した。その結果、有機JAS認証のトマトは、クエン酸濃度が有意に高かった(中野、2002a)。また、5種の果菜類(トマト、キュウリ、ナス、シシトウ、カボチャ)を分析した結果、無機元素組成については、有意な差がある特定の元素は無かった。有機農産物はミネラルが豊富であるとする報告もあるが、必ずしもそうではないことが示された。しかし、供試した5種類の果菜類のδ<sup>15</sup>N値は、すべてにおいて、有機農産物の値が表示の無いものに比べ高くなった(中野ら、2002;中野、2002b)。作物種を超えて有機農産物

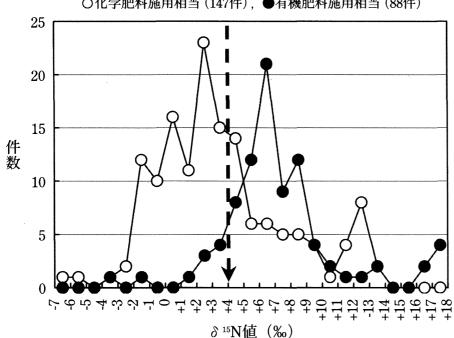
で â 15N値が高くなることが明らかとなった。有 機農産物の認証において、現行では検査員が聞き 取りで行うといった手法が取られるが、このよう な調査を数値的に保証するために、δ15N値が使 用できる可能性がある。すなわち、有機農産物と 称する農産物の δ ¹5N値がある値 (例えば+5.0%) を下回った場合、それが有機農産物で無い可能性 が考えられ、詳細に検査する対象とする、という 使い方が考えられる。

述べてきたように、有機農産物の場合、野菜の δ <sup>15</sup>N値は+5.0%以上の値を取ることが予想され ていたが、供試野菜品目数を3県産5品目(中野 ら、2002) から18県と中国産の25品目に適用範囲 を広げて同様の分析を行った場合も、ほぼ同様の 結果が得られた(中野・上原, 2004). 市場試料 106点を分析した結果、有機農産物表示のあった ものの72%が、表示無しの試料の32%が+5.0% 以上の値を取っていた。基準値として+4.0%を 採用した場合は、有機農産物表示のあったものの 80.4%が十4.0%以上の値を取り、表示なしのもの は45%であった。

民間、公立研究所および野菜茶業研究所におい て栽培された試料の♂⁵N値について同様にして

# 図5. 有機質肥料および化学肥料(無表示含む) の施用と野菜のδ<sup>15</sup>N値との関係

○化学肥料施用相当(147件),●有機肥料施用相当(88件)



まとめると。分析した全ての試料129点について は、有機物施用区(有機農産物相当)の試料にお いて、 δ <sup>15</sup>N値が+5.0‰以上の値を取る試料は 88.1%であり、化学肥料施用区(表示無しに相当) の試料では25.3%であった。基準値として十4.0% を採用した場合は、有機物施用区で97.6%が十4.0 ‰以上の値を取り、表示なしのものは32.2%であ った。市場試料に比べ施肥管理がより厳密であっ たため、明確な結果になったと考えられた。以上 の結果から、例えばδ<sup>15</sup>N値を測定することによ り、有機農産物の真偽の判断に利用することが可 能であると考えられた。図5は、述べてきた市場 試料と民間,公立研究所の試料の合計235点の結 果をまとめたものである。δ<sup>15</sup>N値で+4.0%を境 に、通常栽培と有機栽培の出現頻度が明確に異な ることがわかる。

得られた結果を総合すると、δ<sup>15</sup>N値を有機農 産物の真偽の判断に利用することが十分可能であ ると考えられた。例えば、「δ¹5N値=+4.0‰を有 機農産物判別の基準値として、この値以下であれ ば詳細な調査を実施する必要がある」という制度 の策定が可能と考えられる。

2002年12月26日付けの新聞報道に、有機JASマ ークの改竄問題が取り上げられた。これは書類調

> 査により判明したものであ るが、科学的な手法の開発 も求められている。現在ま では、このような、基準値 が無かったため、聞き取り 調査等に頼らざるを得ず、 科学的な判断材料が少なか ったが、窒素安定同位体比 を用いた判別手法があるこ とを公表しアピールするこ とにより、有機農産物の偽 装表示に対する抑止力とな り、より健全な有機農業を 推進することができると考 えられる。

> 以上は、野菜、果菜類に ついての研究結果である が、有機IAS認定産米への

る<sup>15</sup>N値の適用性についても研究が進められ、判別に利用できる可能性が示されている。

#### 3. さいごに

有機農産物を研究するには、消費者からと生産者からの2つの視点が必要である。これは、有機農業を推進させるための両輪でもある。

具体的には、1つ目の視点については窒素安定同位体比等を用いた生産物の評価・保証法の確立などである。これにより、環境保全型農業を推進するという意識の高い消費者を裏切らない、しっかりとした施肥保証を行う。2つ目の視点は、本稿では詳述しなかったが、新しい有機物施用法や栽培法の確立である(中野2002b参照)。これには、さまざまな方策が試みられているので、今後、より現実的な、体系化を含めた展開が期待される。今後さらにこれら2つの視点からの研究結果を統合し、生産者と一体となって消費者に対して説明していく必要がある。有機農産物が生産物としてどのようなメリットがあるのか、あるいはないのか、また、あるとすればどの程度なのかを明確に説明していく必要である。

農産物は、ややもすると僅かな差を『大変健康に良い!』と解釈され、マスコミなどに喧伝される傾向があり、これは、消費者にとっても、また、長い目で見ると生産者にとっても大変不幸なことであるように思う。このような問題を解決するためにも、生産者に対して有機物施用がどのようなメリットがあるのかを定量的に説明するとともに、施用技術を確立していく必要がある。

肥料としては有機物さえやれば、いくらやってもそれで有機農業という、量的な視点の欠如した"有機農業"では、環境にやさしいという、有機農業の大前提を壊しかねない。この点はしっかり注意して取り組む必要がある。また、徹底した有機農業は将来の農業の形にはならないだろうと言われている(Knight.J., 2004)。環境保全的な考えを導入した緩やかな移行こそ現実的なものであろう。有機農業により現在まで培われてきた運動としての大きな流れは、理念としてすばらしい。今後、さらにこの流れを絶やさないためにも、研究サイドとしては、生産者や消費者に説明のできる、定量的な結果の蓄積が必要であると考える。

### 4. 引用文献

藤原孝之(2001)農業および園芸. 76(7): 743-748.

長谷川美典(1997)フレッシュフードシステム. 26(12):25-27.

林康人·他(2003)土壌肥料学会誌. 73(2): 175-182.

岩田進午・松崎敏英 (2001) 生ごみ 堆肥 リサイクル, 家の光協会, pp93-98.

Knight.J. (2004) Nature. 428.792-795.

Martin-Prevel (1999) Improved crop quality by nutrient management. Kluwer Academic Publisehers. pp3-6.

三輪睿太郎(2001)季刊肥料. 88:8-10.

森田明雄·他(1999)土壌肥料学会誌.70(1):1-9. 中野明正·他(2000)生物環境調節.38(4):211-219

中野明正·他(2001)土壌肥料学会誌. 72(4):505-512.

中野明正·他(2002)土壌肥料学会誌. 73(3):307-309.

中野明正 (2002a) 農業技術. 57. 343-346. 中野明正 (2002b) 農業および園芸. 77:853-859. 中野明正・上原洋一 (2002) 園芸学雑誌. 71 (別2):326.

中野明正·他 (2003) 土壌肥料学会誌. 74 (6): 737-742.

Nakano A. et al. (2003) Plant and Soil. 255.343-349. 中野明正·他(2004). 野菜茶業研究所報告. 3: 129-136

中野明正·上原洋一(2004). 野菜茶業研究所報告. 3:119-128

篠原温(2003) ハイドロポニックス. 16:49.

徳永哲夫・他(2000). 土壌肥料学会誌. 71 (4) :447-453.

徳永哲夫・他(2003). 土壌肥料学会誌. 74(3) :323-331

吉田企世子(1996)日本食生活学会誌.7(2):27-34. 吉羽雅昭·他(1998). 土壌肥料学会誌.69(3):299-302.

藤田正雄(2003)土壌肥料学会誌. 74(6): 805-803